

NEWS

吉村敏男県議会活動報告

Vol.40

風を通そう!

吉
村
敏
男

福岡県議会議員
〔飯塚市・嘉穂郡(桂川町)選挙区〕

よしむらとしお



△副議長就任祝賀会 代表挨拶として挨拶(10月4日・ソラリア西鉄ホテル)

障がい者差別解消条例の 早期制定について

九月定例議会は9月14日から開会し、10月5日に閉会しました。今議会でわが会派は、障がい者差別解消条例の早期制定などについて代表質問を行い、小川知事の対応を質しました。

本年4月に施行された「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律」、いわゆる「障がい者差別解消法」の付帯決議には、地方公共団体が条例により、この法律を補完したり強化する、いわゆる上乗せ・横出し条例を妨げるものではないことが明記されています。

一方で、憲法94条には、「地方公共団体は、法律の範囲内で条例を制定することができる」と明記されているように、条例は、法律の主旨に基づき細部を定めるものです。従って、「障がい者差別解消法」の付帯決議で、条例に上乗せ・横出しを認めることは、自ら法律の欠陥を認めていることにはかならず、本来であれば、施策の充実を条例に委ねるのではなく、法律自体をもっと踏み込んだ内容にすべきだったと考えます。ともあれ、同様の条例はすでに22道府県で制定され、それそれに「上乗せ・横出し」が盛り込まれていますので、遅れて策定する本県の条例はより先進的な条例とする必要があります。

問.条例に盛り込む内容について

【知事】

- 既に条例を制定している道府県の例を見ると、公平な立場から判断を行う第三者機関の設置や、知事による是正勧告、実名の公表などを規定している。
- 他の道府県条例の内容とこれまでの効果や、関係団体、地域協議会、関係審議会など、多方面からの意見も踏まえ、共生社会の実現に向け、実効性のある条例の制定に取り組む。

問.条例制定に対する知事の決意と時期について

【知事】

- 条例の制定により、県民の皆様の障がい者に対する理解、差別の解消、障がい者の社会参加を促進し、本県が目指している、障がいのある人もない



人も住み慣れた地域で、安心して暮らせる共生社会を実現していきたいと考えている。

- 今後、障がい者団体、事業者団体、行政などから構成される県障がい者差別解消支援地域協議会との

協議、県障がい者施策審議会への諮問答申を経て、パブリックコメントにより広く県民の皆様からのご意見もお伺いしたうえで、できるだけ早期に条例を制定したいと考えている。

国庫補助負担金Dランクさらに7件

先の6月県議会で、わが会派は、保育施設の整備のための国からの交付額において40年近くもの間、本県が最も低いDランクに位置付けられていることについて、「不当と言わざるを得ず、県内の保育所事業者が多大な不利益を受けてきたこと、本県における保育所整備に多大な影響を与えてきたことは、到底納得出来ない」と指摘し、知事に交付基準の是正を国に要請するよう求めました。

知事は、「道府県別の公共工事労務単価や保育所の平米単価の状況を見ても、本県が最も低いDランクであることは納得し難い」と表明しました。その上で、本県に関わる国庫補助負担金の約1,000件について、「交付基準を再点検し、疑義があるものについては、合

理的な根拠に基づく交付基準となるよう、見直しを強く国に要請していく」との考えを示しました。

再点検の結果、本県に関わる国庫補助負担金約1,000件のうち、交付基準がランク付けされたものは23件、そのうち交付基準に疑義が生じたものがさらに7件あることが判明しました。この7件は、認定こども園、へき地診療所、救命救急センター、食肉衛生検査所、児童養護施設、隣保館、救護施設等の施設整備に係るもので、保育所等整備交付金と同じ地域区分を設けており、本県が最も低いD地域に区分されています。小川知事は、これらについても、関係省庁への提言・要望などの機会を通じ、「交付基準が見直されるよう要請する」と答弁しました。

発達障がい者支援センター増設について

2005年4月に施行された発達障がい者支援法は、それまで既存の障がい者福祉制度の谷間に置かれていた自閉症・学習障がい・注意欠陥多動性障がいなどを「発達障がい」と総称し、それぞれの障がい特性やライフステージに応じた発達障がい者の支援を行政の責務としています。

先の通常国会では、2014年の障がい者権利条例の批准などを背景に、この支援法が初めて改正され、本年8月1日に施行されました。

本県には、現在、両政令市にそれぞれ1カ所、田川市と八女郡広川町に1カ所、計4カ所の支援センターが設置されています。これらのセンターは、当事者や保護者などからの個別相談に対応するとともに、関係機関に対する専門的助言などを行う中核センターとしての機能を担うとされています。しかし、田川市の支援センターの対象圏域は、柏原・宗像・飯塚・直方・鞍手・田川・北九州・京築地区、八女郡広川町の支援センターの対象圏域は、福岡・筑紫・糸島・甘木・朝倉・久留米・八女・有明地区と、どちらのセンターもかなりの広範囲を対象としています。

しかも田川市と広川町のセンターの対象圏域内にある関係機関は、県所管の児童相談所、障がい者就業・生活センター、市所管の福祉事務所、保健所・保健センター、教育機関として保育園・幼稚園、小・中・高校や

特別支援学校に加え、医療機関や民間事業所として児童発達支援センターなど、あわせて5,326カ所と膨大な数にのぼります。こうした中で両センターが、昨年度1年間、これら関係機関5,326カ所から、相談を受けたり、情報提供を行うなどの連携をとった件数は、延べ444件に留まっています。わが会派はこれで、中核センターとしての機能を果たせていると言えるのか、両センターの大幅な職員の増員とともに、発達障がい者支援センターの更なる増設が必要ではないかと考え、知事の考えを質しました。

問.発達障がい者支援センターにおける個別相談について

【知事】

●発達障がいに対する社会の認識の高まりに伴い、乳幼児・就学前健診、保育所・幼稚園・小学校等の集団生活の中で、発達障がいの可能性を指摘される子どもが増えている。このため、現在、田川市と広川町に設置している県内2カ所のセンターにおいては、申し込みから相談まで約1~2カ月待ちとなっている。また、福岡、北九州地域からの相談件数が、センターが設置されている筑豊、筑後地域に比べて非常に少ないといった課題もあると認識している。

問.発達障がい者支援センターの増設について

【知事】

●発達障がいに関する相談は、今後も増加していくことが見込まれる中、現在のセンターの体制のままでは、発達障がいの方々の相談に十分対応出

来なくなるおそれがあると考えている。このため、県としては、県内各地区の発達がい害者の方々の相談にしっかりと対応していくことが出来るよう、現在、センターの増設を含めて検討を進めているところである。

民進党・県政クラブの政務活動費に基づく視察(県内、県外、海外)報告書すべて会派で保管・公開!! 「報告書提出がゼロ」という事実誤認報道に抗議します!



福岡県議会は昨年2月、「会派が政務活動費により海外又は県外視察を行ったときは、当該会派は、視察の概要を記載した報告書を議長が別に指示するときまでに提出する」よう事務処理要項を改訂し、その施行日を2015年5月1日からとしました。このことについて、西日本新聞(9月24日朝刊)は、「福岡県議会が政務活動費を使った海外視察について、2015年度から議長への報告書提出を内規で義務付けたにもかかわらず、海外視察をした与野党会派(延べ98人)が、まだ1件も提出していない」と報じました。さらに、報道では、「議会事務局によると、報告書の提出がなかったため、今年6月、議長の了解を得て各会派に8月末をめどに提出を促したことになっています。

わが会派は、この政務活動費に関する事務処理要領の改訂前から、視察にあたったは、政策審議会(議員全員参加)において、何のために視察を行うのかという視察の意義と目的を共有し、議会でどのような質問を行うかを確認の上、視察を行っています。そして、直近の議会で視察に基づく一

般質問や代表質問、政策提言を行ってきました。指摘された視察報告書は、県内外、国外視察にかかわらずすべて作成し、会派で保管・公開しています。(写真参照)従って、2015年度以降の海外・県内外視察報告書も作成後、ただちに議会事務局に提出しています。よって今回の報道にある「報告書の提出がなかった」ということは重大な事実誤認であり、わが会派の名誉にかかる問題と受け止めています。

県議会は、今回の誤認報道に関して、連休明けの9月26日に緊急非公式代表者会議を開催し以下、2点を確認しました。

- ①県議会として西日本新聞社に対して、事実誤認の抗議を行うこと。
- ②今回の経過及び①の抗議について、「議会だより」や「議会ホームページ」など、あらゆる広報媒体を使い、県民に事実を伝えること。

*この他、会派としては、各自のFBやツイッター・県政報告書などで、支持者に対して事実を伝えることを確認しています。

ちなみに、現在、会派では2011年度から年度ごとの県内外及び海外の視察報告書を冊子として保管し、海外視察については2001年度からの分を保管し、自由に閲覧できるようにしています。



議員提案条例

観光王国九州とともに輝く福岡県観光振興条例(略称:観光振興条例)制定

昨年9月、わが会派の提案によって発足した「福岡県議会議員提案条例検討会議」の初の取り組みとなつた、福岡県観光振興条例が各県との協議や県民、企業団体によるパブリックコメントなどの諸手続き、修正を経て、今議会で可決制定されました。同条例制定の目的は以下のとおりです。

【第1条】

この条例は、観光振興が幅広く地域の産業に波及効果

を及ぼすとともに、優れた環境や景観の形成その他社会基盤の整備を促進する等、地域づくりに寄与するものであることを踏まえ、九州各県と連携した福岡県の観光振興政策に関し基本的な事項を定め、その推進を図ることにより、世界に誇れる魅力ある「観光王国九州」とその中で光り輝く福岡県の地域ブランドを確立し、もって九州各県と一体となった福岡県の成長発展を図ることを目的とする。

PHOTO 吉村敏男 GRAFFITI

小川知事のふるさと訪問(8月2日・桂川町)



△桂川町役場にて



△合鴨農家・古野さん御家族と



△桂川町グラウンドゴルフ場にて爱好者の皆さんと



△台湾亜関係協会 蔡明耀秘書長來訪(9月6日)



△バンコク都議会福岡訪問団議長表敬(9月9日・県議会棟)



△警察常任委員会視察(9月13日・柏屋警察署)



△警察常任委員会暴力団排除教室(9月13日・県議会棟)



△会派視察(8月4日・HAWKSベースボールパーク筑後)

吉村敏男 事務所

〒820-0082 飯塚市若菜52-1
Tel.0948(23)1210 Fax.0948(25)6071

お願い

個人情報保護法が施行され、個人情報の管理が厳しく制限されるようになりました。その結果、事務所として冠婚葬祭における祝電、弔電などが把握できず、大変失礼をいたしております。友人、知人、親族等の冠婚葬祭等がございましたら、ぜひ、御一報くださいますようお願いいたします。